

第3章 計画の基本目標と施策体系

Ⅰ 基本理念

本計画は、「第8期せつつ高齢者かがやきプラン（摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」の後継計画として位置づけられるものであり、長期的な目標像である基本理念は、これを引き継ぐ必要があります。前期計画では、基本理念を「みんなで支え合い、安心して暮らし続けられる つながりのまち」と定めていました。

また、令和3年（2021年）3月に策定した摂津市行政経営戦略では、目指す将来像を「みんなが育む つながりのまち 摂津」としています。

本計画においては、第8期計画の基本理念を継承しつつ、摂津市行政経営戦略の目指す将来像や、令和2年（2020年）6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」、令和5年（2023年）5月に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」をふまえ、以下のように設定します。

『第9期せつつ高齢者かがやきプラン』

一人ひとりが自分らしく 安心して健やかに暮らせるよう
みんなで支え合う つながりのまち

基本理念の趣旨は以下のとおりです。

- 全ての高齢者の人権を尊重し、一人ひとりが住み慣れたまちで自分らしく安心して健やかに暮らせるよう、高齢者を支える地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。そのために、「支える側」「支えられる側」という一方的な関係でなく、市民一人ひとりがその人の希望に応じて地域で役割を持ち、互いに支え合って暮らし続けられるまちを目指し、基本理念を「一人ひとりが自分らしく 安心して健やかに暮らせるよう みんなで支え合う つながりのまち」とします。

2 基本目標

(1) いつまでも健康で、生きがいを持って暮らせるまちづくり

第8期計画までの施策を引き継ぎ、介護が必要な高齢者に介護保険サービスなどを提供するという視点だけではなく、介護が必要になる前の元気な状態を維持する取組を継続します。また、介護が必要になっても、リハビリテーションの機会などを充実させて、更なる心身の虚弱化を防ぎ、自身の有する能力を活用し、できる限り長く自立して暮らせるように支援します。

そのためには、精神的に元気でいられるように、趣味や生きがいづくりを応援し、多様な社会参加の場を設けるとともに、身体的に元気でいられるように、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を通じて、関係課と連携した健康づくりに取り組みます。

(2) 様々な人が連携し、支え合えるまちづくり

本市では、ひとり暮らし高齢者世帯や夫婦のみ高齢者世帯が一貫して増加傾向となっており、今後も増加が見込まれます。ひとり暮らし高齢者世帯は、日頃の情報を友人・近所の人や医療機関から得ている人が多いなど、地域の人や生活上で関わる機関とのつながりの中で暮らしている一方で、まわりの人とつながっていると感じる割合が低い傾向にあります。また、後期高齢者の増加に伴い、認知症の人の増加も見込まれ、ひとり暮らし高齢者世帯や夫婦のみ高齢者世帯、認知症の人とその家族等を地域で見守り支え合うことがますます重要となります。

また、医療と介護の両方を必要とする高齢者が増加することから、医療関係者と介護関係者が連携して高齢者を支える場面が更に増えることが予想されます。

本市のコンパクトなまちという強みを生かし、市民や関係者が、お互いに無理のない範囲でつながり、連携して支え合える関係づくりに取り組みます。

(3) 高齢者が安心してサービスを受けられるまちづくり

本市の高齢者人口は横ばいで推移する見込みとなっているものの、75歳以上人口は令和10年度（2028年度）まで、85歳以上人口は令和18年度（2036年度）まで増加する見込みとなっています。85歳以上では、要介護認定率が約6割となっており、高年齢者の増加に伴い、今後も介護保険サービスの需要が増えていく見込みとなっています。

一方、支え手となる現役世代については、都市開発などによる一時的な増加は見込まれるものの、長期的には減少していく見込みとなっています。

介護を必要とする高齢者が、必要なときにサービスを受けられるよう、介護職員の確保や定着に取り組みます。また、介護職員が専門性の高い業務に注力できるよう、介護職員の補助を行う人材や生活援助に従事する人材の養成、地域での支え合い活動を推進する等、より多くの人が高齢者を支える活動を行えるように取り組みます。

3 施策体系

基本理念	基本目標	施策の基本的な方向
一人ひとりが自分らしく 安心して健やかに暮らせるよう みんなで支え合う つながりのまち	1 いつまでも健康で、 生きがいを持って 暮らせるまちづくり 【自立支援と重度化防止】	(1) 介護予防・健康づくりの推進 重点 (2) 生きがいづくり・社会参加の支援
	2 様々な人が連携し、 支え合えるまちづくり 【高齢者を支援する ネットワークの強化】	(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 生活支援体制整備の推進 (3) 医療と介護の連携の推進 重点 (4) 認知症の人や家族への支援 重点 (5) ひとり暮らし高齢者等への支援 重点 (6) 高齢者の権利擁護の推進
	3 高齢者が安心して サービスを受けられる まちづくり 【高齢者を支える サービスの整備】	(1) 高齢者・家族介護者への支援 (2) 介護保険制度の適正・円滑な運営 (3) 介護保険サービスの質の向上 (4) 介護人材の確保・定着 重点

4 重点施策

介護保険制度の改正や中長期的な動向を見据え、第9期計画期間において、基本目標の推進のために重点的に取り組むべき課題を「重点施策」として位置づけます。

高齢者が住み慣れたまちで自分らしく健やかに暮らしていけるよう、次の5つを重点的に推進します。

(1) 介護予防・健康づくりの推進

可能な限り介護が必要にならない状態で暮らせるよう、また介護が必要になっても重度化しないよう、健康づくり活動と連携し介護予防に取り組めます。

(2) 医療と介護の連携の推進

高齢者の増加に伴い、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれるため、医療関係者と介護関係者が連携した支援体制の推進に取り組めます。

(3) 認知症の人や家族への支援

認知症になっても本人の希望に応じて家庭や地域で役割を持ち、安心して暮らせるまちづくりをはじめ、認知症の人が適切なタイミングで支援につながるよう取り組めます。

(4) ひとり暮らし高齢者等への支援

ひとり暮らし高齢者が周囲とつながり、また必要なときに必要な情報を得られるよう取り組めます。

(5) 介護人材の確保・定着

中長期的な介護ニーズに対応していけるよう、高齢者を支える人材の確保、定着に向けた取組を行います。また、資格を有する介護従事者だけでなく、介護従事者の補助を行う人材や地域での支え合い等、多様な担い手による支援の充実を図ります。

5 日常生活圏域の設定

国の考え方による「日常生活圏域」とは、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等の整備状況その他の条件を総合的に勘案して市町村ごとに定めることとされており、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として、地域包括ケアシステムを構築することが想定されています。

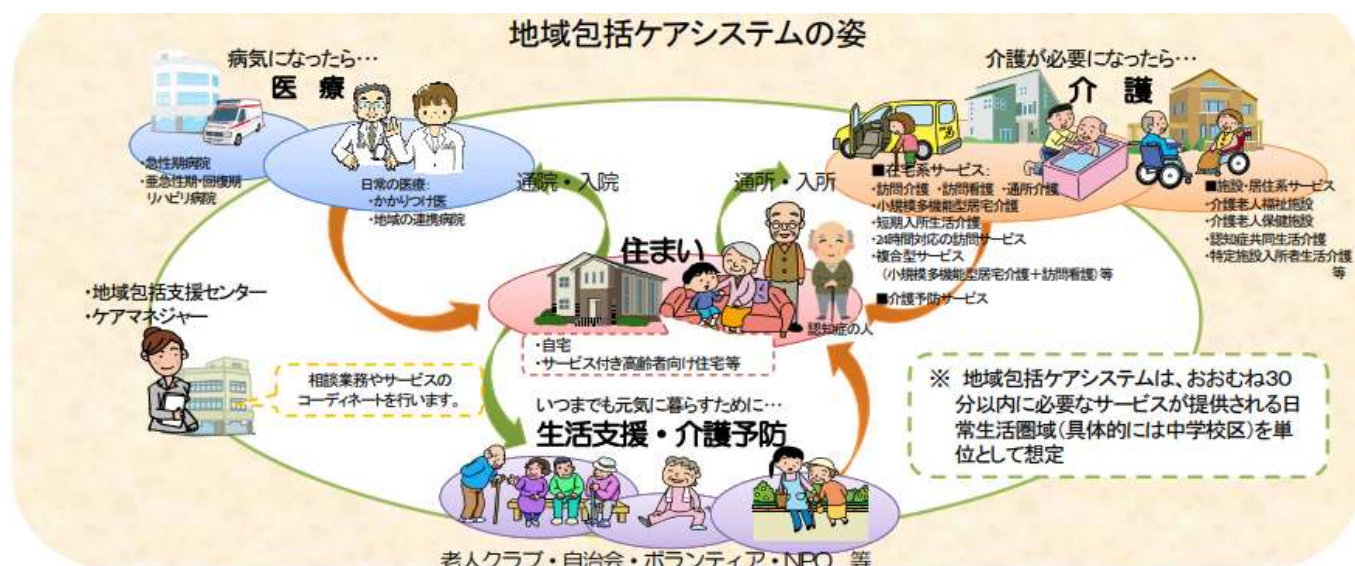
本市では、第3期計画から、これらの諸条件をもとに検討した結果、市の中心部を流れる安威川を境に、「安威川以北圏域」と「安威川以南圏域」の2つの圏域を設定してきました。

第9期計画期間においても、この2つの圏域を日常生活圏域とし、今後のまちづくりの状況に応じて、適宜検討を行います。

安威川以北圏域



安威川以南圏域



※出典：厚生労働省ホームページ「地域包括ケアシステム」

■ 摂津市の日常生活圏域の状況

日常生活圏域	安威川以北圏域		安威川以南圏域			合計
中学校区	第一中学校	第三中学校	第二中学校	第四中学校	第五中学校	
人口	24,737	21,967	16,330	14,404	9,008	86,446
65歳以上人口	5,700	5,176	4,177	4,182	2,952	22,187
75歳以上人口	3,326	2,902	2,354	2,494	1,647	12,723
85歳以上人口	998	793	476	575	387	3,229
高齢化率（65歳以上）	23.0%	23.6%	25.6%	29.0%	32.8%	25.7%
75歳以上割合	13.4%	13.2%	14.4%	17.3%	18.3%	14.7%
85歳以上割合	4.0%	3.6%	2.9%	4.0%	4.3%	3.7%
世帯	11,955	11,225	8,030	7,200	4,444	42,854
65歳以上独居世帯	1,983	1,902	1,274	1,413	902	7,474
75歳以上独居世帯	1,352	1,210	804	929	588	4,883
85歳以上独居世帯	546	459	253	304	205	1,767
65歳以上高齢者のみ世帯	1,163	1,034	905	880	591	4,573
75歳以上高齢者のみ世帯	542	466	430	457	263	2,158
85歳以上高齢者のみ世帯	73	59	34	42	23	231
居宅介護支援事業所	4	7	1	3	2	17
訪問介護事業所	8	6	3	5	7	29
訪問看護事業所	4	2	2		1	9
通所介護事業所	5	4	2	3	5	19
通所リハビリテーション事業所	1	3	1	1		6
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				1		1
認知症対応型通所介護事業所	1	2			1	4
特定施設入居者生活介護事業所					1	1
認知症対応型共同生活介護事業所 （認知症高齢者グループホーム）		2	1		1	4
小規模多機能型居宅介護事業所					1	1
看護小規模多機能型居宅介護事業所		1				1
地域密着型介護老人福祉施設 （小規模特別養護老人ホーム）					1	1
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）		1	1		2	4
介護老人保健施設	1			1		2
介護医療院						0
軽費老人ホーム（ケアハウス）		1				1
養護老人ホーム					1	1
住宅型有料老人ホーム	2	2	1	2	1	8
サービス付き高齢者向け住宅		1	1	4	3	9

資料：住民基本台帳等（令和5年（2023年）9月末）

※「住宅型有料老人ホーム」及び「サービス付き高齢者向け住宅」については、介護保険法では居宅の位置づけとなっています。